

■現行計画からの主な変更内容

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
①第2次南丹市総合振興計画との整合	南丹市のまちづくりの最上位計画である総合振興計画が改訂されたため、総合振興計画の将来都市像や都市づくりの目標を反映	第2章 将来目標の設定 1. 将来都市像 (改訂案 p19)

旧 (現行計画)	新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))
<h2>第2章 将来目標の設定</h2> <h3>1. 将来都市像</h3> <p>南丹市は、山林・河川・田園風景などの自然資源や交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などを活かして、まちの活力向上に努めてきました。</p> <p>南丹市総合振興計画では、暮らしの舞台である「森」「里」「街」に磨きをかけ、いつまでも住み続けたいふるさとを目指し、まちづくりのテーマとして「みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る」、将来の南丹市のイメージとして「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」を掲げています。</p> <p>都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念としてこれを踏襲し、その実現に向けた具体的なイメージ(将来都市像)を以下のとおり設定します。</p> <p style="text-align: center;"><b>つないで個性を磨く</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「誇りを持って住めるまち」</b></p> <p><b>【つないで】</b> 南丹市は4つの町が合併したまちであり、府内では京都市に次ぐ広大な面積を有しています。 また、総合振興計画でも観光振興などによって交流人口250万人を目標として設定しています。 このため、各地区でのまちづくりを積極的に進めるとともに、「人」「もの」「情報」などの連携と交流により各地区間の繋がり、絆を強めていきます。</p> <p><b>【個性を磨く】</b> 南丹市には、豊かな自然資源や恵まれた交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などの個性的で魅力的な地域資源があります。 これら一つ一つの個性を磨きあげて、それぞれの地域の魅力を高めていきます。</p> <p><b>【誇りを持って住めるまち】</b> 他都市には見られない個性豊かな資源は、南丹市に住む全ての人にとっての誇りです。市民・行政が一体となって、若者が定住できる、高齢者にとっても生活しやすい環境を整え、全ての年代の人が誇りを持っていつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていきます。</p>	<h2>第2章 将来目標の設定</h2> <h3>1. 将来都市像</h3> <p>南丹市は、山林・河川・田園風景などの自然資源や交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などを活かして、まちの活力向上に努めてきました。</p> <p>第2次南丹市総合振興計画では、めざすべきまちの将来像として「森・里・街・ひとがきらめくふるさと南丹市」を掲げています。また、将来像の実現に向けては、まちの魅力や特徴を最大限に発揮した移住・定住対策が必要不可欠として、「定住促進 ～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を重点テーマとして設定しています。</p> <p>都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念としてこれを踏襲し、その実現に向けた具体的なイメージ(将来都市像)を以下のとおり設定します。</p> <p style="text-align: center;"><b>つないで個性を磨く</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「住み続けたい・住んでみたいまち」</b></p> <p><b>【つないで】</b> 南丹市は4つの町が合併したまちであり、府内では京都市に次ぐ広大な面積を有しています。 また、観光資源が数多く存在することから、第2次総合振興計画でも交流人口280万人を目標として設定しています。 このため、各地区でのまちづくりを積極的に進めるとともに、「人」「もの」「情報」などの連携と交流により各地区間の繋がり、絆を強めていきます。</p> <p><b>【個性を磨く】</b> 南丹市には、豊かな自然資源や恵まれた交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などの個性的で魅力的な地域資源があります。 これら一つ一つの個性を磨きあげて、それぞれの地域の魅力を高めていきます。</p> <p><b>【住み続けたい・住んでみたいまち】</b> 他都市には見られない個性豊かな資源は、南丹市に住む全ての人にとっての誇りです。市民・各種団体・事業者・行政が一体となって、若者が定住できる、高齢者にとっても生活しやすい環境を整え、全ての年代の人が誇りを持っていつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていきます。 また、それぞれの地域に応じた定住促進施策を推進するとともに、様々なツールを活用し、市外在住者に対して南丹市の魅力を広く発信し、人口の転入を促進します。</p>

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
②吉富駅西地区の土地利用の見直し	土地区画整理事業も含めて、あらゆる開発手法について検討し、積極的に土地利用を図ることができる状況にするため、土地利用の方針、ゾーニングを修正し、市街地居住ゾーンと産業振興ゾーンの混在地域を設定	第3章 まちづくりの基本方針 1. 土地利用の方針 (2) 主要な土地利用の配置の方針 (改訂案 p 31)
③市街化区域内のゾーニングの変更	用途地域の規制を緩和し、店舗や事務所等の適正な配置を図る沿道サービスゾーンについて、交通利便性、想定される通過交通の視点から再検討 吉富駅周辺および八木町南広瀬・大藪地域は、産業振興を図るエリアとして、交通利便性を活かした工業・流通サービス系の施設の立地を誘導するため、産業振興ゾーンに変更	

旧 (現行計画)		新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))	
ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針	ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針
市街地地域	専用居住ゾーン	専用居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に残存する農地の適切な利用転換を図りつつ、専用住宅地としての良好な居住環境の維持・促進、緑豊かな美しいまちなみの創出を図り、付加価値の高い住環境づくりを進めます。</li> <li>八木町西地区では、駅周辺の整備に併せて、環境良好な住宅地を形成するため、土地区画整理事業による計画的な整備を促進するとともに、地区計画による居住環境の誘導を図ります。</li> <li>吉富駅西地区では、土地区画整理事業による基盤整備を促進するとともに、地区計画による居住環境の誘導を図り、周辺環境と調和した職住近接の住宅地づくりを進めます。</li> <li>まとまった空閑地が残存する地区では、土地所有者の意向や宅地需要の動向を踏まえながら、計画的に宅地化を誘導していきます。</li> </ul>
	市街地居住ゾーン	市街地居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用居住ゾーン以外の一般的な住宅地では、商業・業務、教育・文化、保健・福祉、医療などの市民の日常生活を支える都市機能を有する住宅地として、暮らしやすさを高めた魅力ある良好な居住環境を整備します。</li> <li>未利用地が増加する傾向にあることから、これら未利用地の再宅地化の促進や公園・緑地等の配置、地域での共同駐車場としての利用などによる環境整備を推進し、より生活しやすい市街地への再編を図ります。</li> </ul>
	沿道サービスゾーン	沿道サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道9号、477号や主要地方道園部平屋線の沿道については、交通利便性を活かした店舗や事務所等の適正な配置を図ります。</li> <li>J R 吉富駅周辺については、交通利便性を活かした流通産業の誘致を図ります。</li> <li>景観軸として沿道のまちなみにも配慮するとともに、周辺の住宅地の居住環境を保全するため、緑地帯の設置、樹木や生け垣などによる敷地の緑化を誘導します。</li> </ul>
	都市サービスゾーン	都市サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所及び国・府の行政機関等が集積し、園部市街地の中心商業地と連担する本町地区周辺は、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能をはじめとする生活利便性を高める多様な都市機能の配置に努め、南丹市の中心商業・業務地としての活力やにぎわいが感じられる土地利用を誘導します。</li> <li>J R 園部駅周辺、J R 八木町駅周辺を南丹市の副次的な商業・業務地として配置し、駅周辺施設の整備などにより、地区の活性化を図ります。</li> <li>八木町前の商店街については、地域団体が行う空き家や空き店舗を活用した定住促進拠点施設の整備に対する支援を行います。</li> </ul>
	学術・文化交流ゾーン	学術・文化交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>佛教大学園部キャンパス周辺、及び京都医療科学大学(京都医療技術短期大学を含む)、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校を中心とする区域は、地域に開かれた学びの場となる交流拠点の創出や、情報、文化機能等の充実を図り、多様な人々が学び集まる環境づくりを進めます。</li> <li>園部公園を中心とする区域は、国際交流会館や市立中央図書館などによる文化交流ゾーンとして整備します。</li> </ul>
	産業振興ゾーン	産業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都新光悦村を中心に、周辺環境への影響に配慮しながら、伝統産業と近代産業の融合による新しいものづくりをめざす産業拠点としての機能充実、各種支援制度を活用した企業立地の促進を図ります。</li> <li>吉富駅周辺および八木町南広瀬・大藪地域については、交通利便性を活かした、工業・流通サービス系の施設の立地を誘導します。</li> </ul>

ポイント②

ポイント③

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
④新たな土地利用を検討する地域(計画的開発検討ゾーン)の見直し	市街化調整区域の中で、計画的に新たな開発を誘導することにより地域活力の向上に寄与すると見込まれる地域として、企業誘致適地調査の候補地である「八木東IC周辺地区」、「園部町城南町地区」を追加	第3章 まちづくりの基本方針 1.土地利用の方針 (2) 主要な土地利用の配置の方針 (改訂案 p 32)

旧 (現行計画)		新 (改訂案 (赤文字:追加・変更))	
ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針	ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針
田園地域・森林地域	<b>既存環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落地域、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や地域環境を保全することを基本とします。</li> <li>このうち、日吉支所、美山支所の周辺においては、生活の拠点としての立地特性を活かして、魅力ある住環境の形成と沿道環境の整序を図ります。</li> <li>また、生活道路や下水道などの生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みが残る集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。</li> </ul>	<b>既存環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落地域、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や地域環境を保全することを基本とします。</li> <li>このうち、日吉支所、美山支所の周辺においては、生活の拠点としての立地特性を活かして、魅力ある住環境の形成と沿道環境の整序を図ります。</li> <li>また、生活道路や下水道などの生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みが残る集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。</li> </ul>	
	<b>田園環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>桂川や由良川の支流沿いなどの優れた田園環境が残る一帯は、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。</li> <li>また、これら一団の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、南丹市固有の地域景観として保全を図ります。</li> </ul>	<b>田園環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>桂川や由良川の支流沿いなどの優れた田園環境が残る一帯は、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。</li> <li>また、これら一団の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、南丹市固有の地域景観として保全を図ります。</li> </ul>	
	<b>森林環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域を囲む森林地域は、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。特に、景観面では、桂川や由良川などの河川と一体となって南丹市を特徴づける景観を形成していることから、眺望景観の対象として調和の取れた保全と活用を進めます。</li> <li>既存の市街地や集落地の周辺の里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。</li> </ul>	<b>森林環境保全ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域を囲む森林地域は、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。特に、景観面では、桂川や由良川などの河川と一体となって南丹市を特徴づける景観を形成していることから、眺望景観の対象として調和の取れた保全と活用を進めます。</li> <li>既存の市街地や集落地の周辺の里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。</li> </ul>	
<b>新たな土地利用を検討する地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>園部市街地と吉富市街地に挟まれる国道9号の沿道は、国道9号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、工業・流通系の沿道サービス施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。</li> <li>園部IC周辺地区は、広域的な交通機能の結節点となる地域であり、民間活力も活用しながら、流通・業務系のサービス施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。</li> <li>その他、公社などが所有するまとまった遊休地の活用や、地域振興などを目的とした開発が行われる場合には、都市計画のバランスや周辺環境への影響に配慮しながら、計画的かつ適切な土地利用について検討を図ります。</li> </ul>	<b>新たな土地利用を検討する地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな開発を計画的に誘導することにより地域活力の向上に寄与すると見込まれる地域については、農林漁業との調整や都市計画のバランス、周辺環境への影響に配慮しながら、計画的かつ適切な土地利用について検討を図ります。</li> <li>園部市街地と吉富市街地に挟まれる国道9号の沿道は、国道9号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、工業・流通系の沿道サービス施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。</li> <li>園部IC周辺地区および八木東IC周辺地区は、広域的な交通機能の結節点となる地域であり、民間活力も活用しながら、工業・流通サービス系の施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。</li> <li>園部町城南町地区は、隣接する工業地域と一体的な工業地として、工業系の施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。</li> </ul>		

ポイント④

変更のポイント

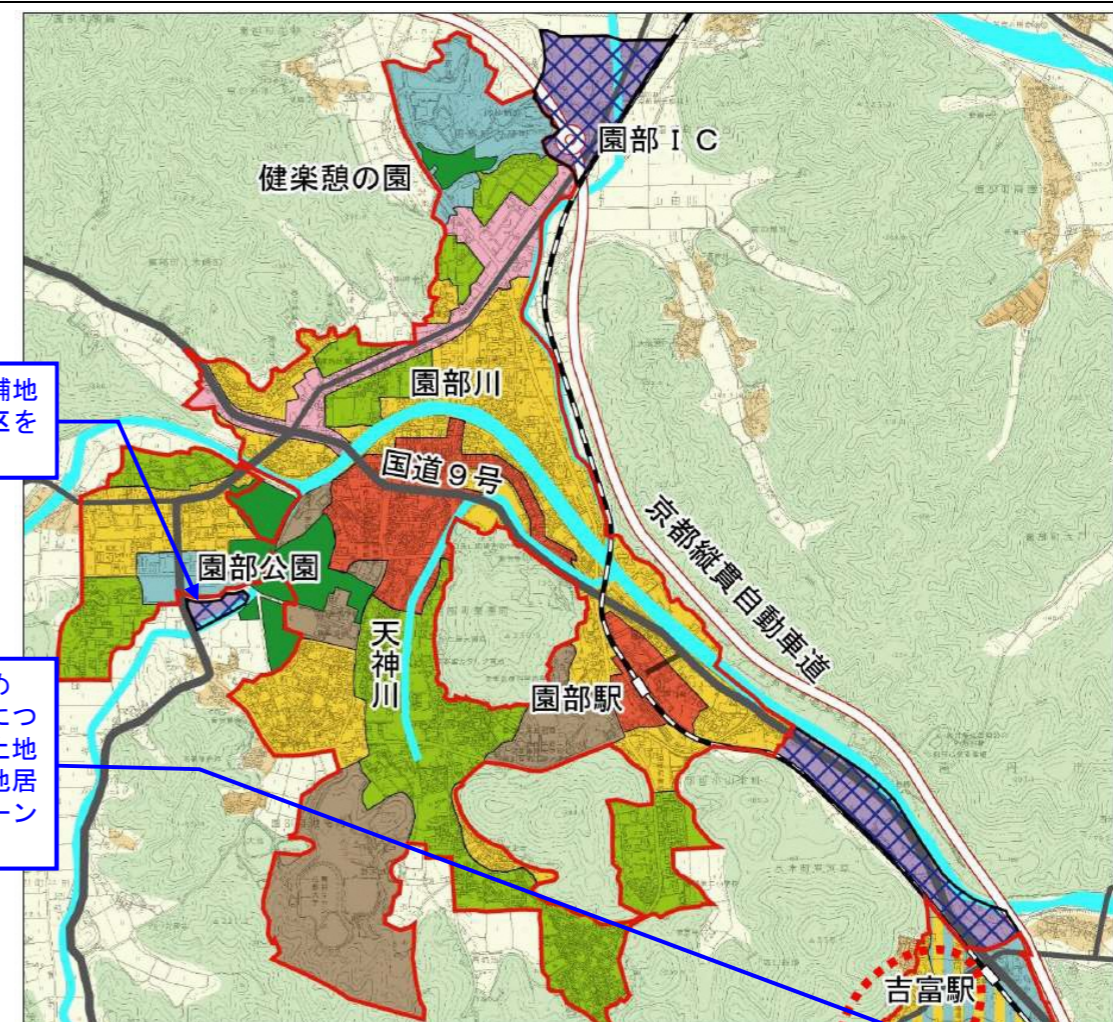
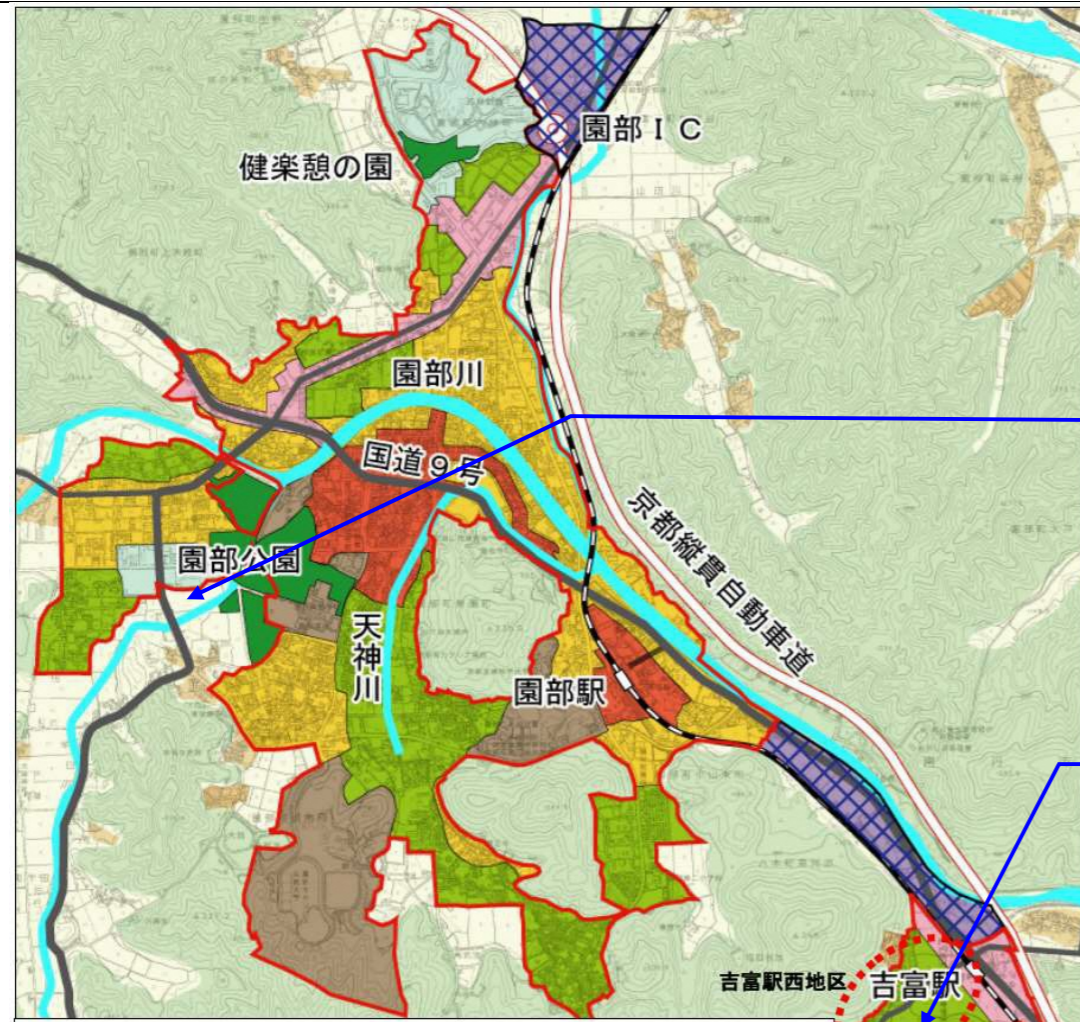
主な変更箇所

②吉富駅西地区の土地利用の見直し、③市街化区域内のゾーニングの変更、④新たな土地利用を検討する地域（計画的開発検討ゾーン）の見直し

第3章 まちづくりの基本方針 1. 土地利用の方針  
(2) 主要な土地利用の配置の方針 (改訂案 p.37)

旧 (現行計画)

新 (改訂案)

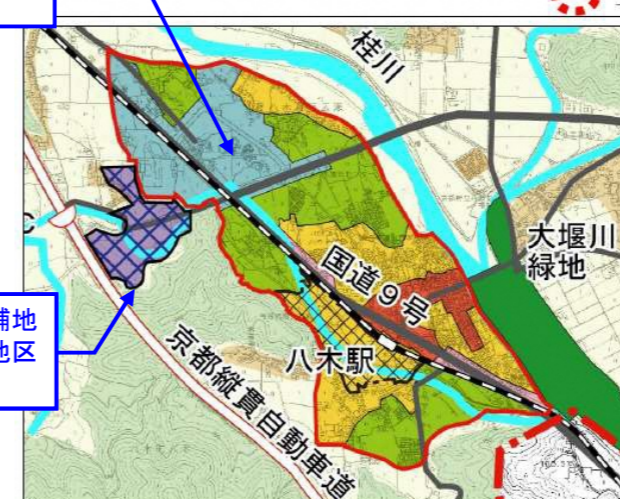


ポイント④  
企業誘致適地調査の候補地である園部町城南町地区を追加

ポイント②  
土地区画整理事業も含めて、あらゆる開発手法について検討し、積極的に土地利用を図るため、市街地居住ゾーンと産業振興ゾーンの混在地域を設定

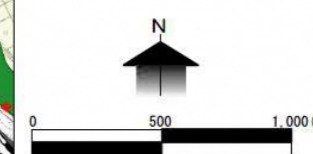
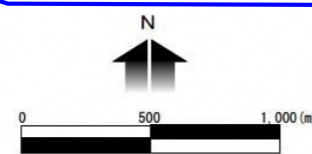
ポイント③  
吉富駅周辺および八木町南広瀬・大藪地域は、産業振興を図るエリアとして、交通利便性を活かした工業・流通サービス系の施設の立地を誘導するため、産業振興ゾーンに変更

ポイント④  
企業誘致適地調査の候補地である八木東 IC 周辺地区を追加



■ 土地利用方針図(市街地部) ■



■ 土地利用方針図(市街地部) ■



変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
⑤市街化調整区域での企業誘致における地区計画の活用追加	企業誘致については、迅速かつ柔軟な対応が必要となるため、即時性を求められる場合は、市街化区域編入を前提に、市街化調整区域での地区計画を活用していくことを明記	第3章 まちづくりの基本方針 1. 土地利用の方針 (3) 実現に向けた土地利用の整備・誘導方策 (改訂案 p 34)

旧 (現行計画)	新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))
<p><b>(3) 実現に向けた土地利用の整備・誘導方策</b></p> <p>まちの将来像や土地利用の基本方針を実現していくために、都市計画区域においては、必要となる具体的な土地利用の整備・誘導方策を計画的かつ適切に進めていきます。</p> <p><b>■暮らしやすさや都市の活力を高める計画的な市街地の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の南丹市の人口は減少していく見通しであり、土地利用フレームについての検討結果からは、世帯分離による宅地需要を考慮しても、将来の市街化区域人口は現行の市街化区域内に収容可能と試算されます。このため、住居系の市街化区域については、現在の規模を維持することを基本とします。</li> <li>国土レベルの交通利便性を活用した活力やにぎわいを担う国道9号の沿道における新市街地の整備は、暮らしやすさや都市の活力を高める重要な施策であり、園部市街地と吉富市街地の連携を図るためにも、計画的かつ適切な土地利用の推進に向けた検討を図ります。市街地の拡大にあたっては、地区計画制度を活用するなど、適正な土地利用の誘導を図ります。</li> </ul> <p><b>■地域の特性を踏まえた用途地域の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市は、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ住居の環境を保護し、商業や工業等の利便を増進するため、9種類の用途地域を指定しています。</li> <li>今後のまちづくりにおいては、準工業地域などの建築活動を適正に誘導しにくい地域や土地利用方針が変更になった地域などを対象として、目指す地域の将来像の実現に向けて用途地域の見直しを進め、良好な都市環境の確保に努めます。</li> </ul> <p><b>■生産緑地地区制度による市街化区域内農地の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の農地は、都市的土地利用への円滑な転換を図り、その有効利用を推進することが基本となりますが、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど、豊かで安全な都市生活の実現に貢献しているものもみられます。</li> <li>南丹市では、平成22年に市街化区域内の「保全すべき農地」について生産緑地地区の指定を行っており、今後とも緑地が本来持つ多面的な機能の維持を図るとともに、農業と調和した良好な都市環境の形成を図ります。</li> </ul> <p><b>■地区計画制度等を活用した市街化調整区域の土地利用の適正誘導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、恵まれた自然環境を計画的に保全するため、市街化調整区域においては原則として開発や建築活動を規制します。</li> <li>一方、既存集落での活力低下などの問題も懸念されるため、地域の实情に応じて、地区計画制度等を活用し、適正な土地利用の誘導を行います。</li> <li>市街化調整区域における地区計画制度の運用にあたっては、南丹市の市街化調整区域の实情に応じた運用基準や事業者等との役割分担などについて検討を行い、適正な運用に努めます。</li> </ul> <p><b>■空き家等の活用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の住宅地や集落地において発生する空き家等は、地域によって適正に管理し、地域にふさわしい利活用を図ります。</li> </ul>	<p><b>ポイント⑤</b></p> <p><b>■地区計画制度等を活用した市街化調整区域における土地利用の適正誘導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、恵まれた自然環境を計画的に保全するため、市街化調整区域においては原則として開発や建築活動を規制します。</li> <li>一方、既存集落での地域活力の低下などの問題も懸念されるため、<b>移住促進特別区域などでは、地区計画制度等を活用し、適正な土地利用の誘導、市外からの移住促進を図ります。</b></li> <li>市街化調整区域における地区計画制度の運用にあたっては、南丹市の市街化調整区域の实情に応じた運用基準や事業者等との役割分担などについて検討を行い、適正な運用に努めます。</li> <li><b>市街化区域編入を前提に、都市施設等が計画的に配置されるように検討したうえで、企業誘致等の即時性が求められるものについては地区計画の活用を検討します。</b></li> </ul> <p><b>■密集市街地等における市街地整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備が困難な沿道型の地区では、地域の実情に応じて、住宅の建て替えなどを契機とした市街地環境の改善を誘導します。</li> <li>建築物の壁面を前面道路から後退することにより、オープンスペースを設け、まちなみの統一を図るとともに、この空間を道路や歩行者空間、植栽空間などとして活用することなどを検討します。</li> <li><b>整備済み都市計画道路等の歩道等の既存のオープンスペースでは、新型インフルエンザウィルスやコロナウィルス等の感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下でも経済活動や市民生活が継続できるような歩行者空間として活用することも検討します。</b></li> </ul> <p><b>■建築物の配置の誘導による市街地整備のイメージ</b></p> <p><b>■遊休地の集約化による市街地整備のイメージ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家や空き地が増加している地区では、土地や建物の所有者の理解と協力のもとに、未利用地の移転・集約化や土地の組み換え・整序などにより、遊休地の集約化による土地の有効活用を図ることなどを検討していきます。</li> </ul> <p><b>■市民が主役となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の暮らしやすさを一層高めていくため、市民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申し出制度など、市民の取り組みを支える都市計画制度の活用促進に努めます。</li> <li>市民や地域の主体的な取り組みを基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、<b>にぎわいの創出</b>、生活環境の保全・改善を実践します。</li> </ul>

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
⑥八木市街地の環状型公共交通サービスの検討の追加	八木市街地の生活利便性向上を図るため、環状型バス路線の検討を追加	第5章 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けて 2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ (1) 市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針 (改訂案 p 95・97)

旧 (現行計画)	新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))
<p>■交通体系の整備の方針</p> <p>□地域の特性に配慮した道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未整備の都市計画道路は、京都府の見直し指針に基づいて必要性の再検討を行い、必要と判断された路線については計画的に整備</li> <li>既存の道路の拡幅などにより、交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに寄与し、地域住民の生活環境の向上に資する道路整備を推進</li> </ul> <p>□地域特性にふさわしい交通サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所周辺と園部駅の連携強化、それぞれの交通結節機能の強化</li> <li>八木駅の改築、八木駅・吉富駅周辺の環境整備</li> <li>駅へのアクセスの向上などによる鉄道の利便性向上</li> <li>運行ルートの見直しなどによるバスの利便性向上</li> </ul>  <p>■市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針図</p>	<p>■交通体系の整備の方針</p> <p>□地域の特性に配慮した道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未整備の都市計画道路は、京都府の見直し指針に基づいて必要性の再検討を行い、必要と判断された路線については計画的に整備</li> <li>既存の道路の拡幅などにより、交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに寄与し、地域住民の生活環境の向上に資する道路整備を推進</li> </ul> <p>□地域特性にふさわしい交通サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所周辺と園部駅の連携強化、それぞれの交通結節機能の強化</li> <li>八木駅の改築、八木駅自由通路線の整備</li> <li>都市計画道路八木西線の整備、八木駅東口駅前広場の方向性の検討</li> <li>駅へのアクセスの向上などによる鉄道の利便性向上</li> <li>運行ルートの見直しなどによるバスの利便性向上</li> <li>八木市街地を循環する環状型の公共交通サービスの運行を検討</li> </ul>  <p>■市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針図</p>